



林野火災注意報・林野火災警報について

林野火災の予防を目的に、火災予防条例が一部改正され、令和8年1月1日から各市町村長が、林野火災注意報・林野火災警報を発令できるようになりました。

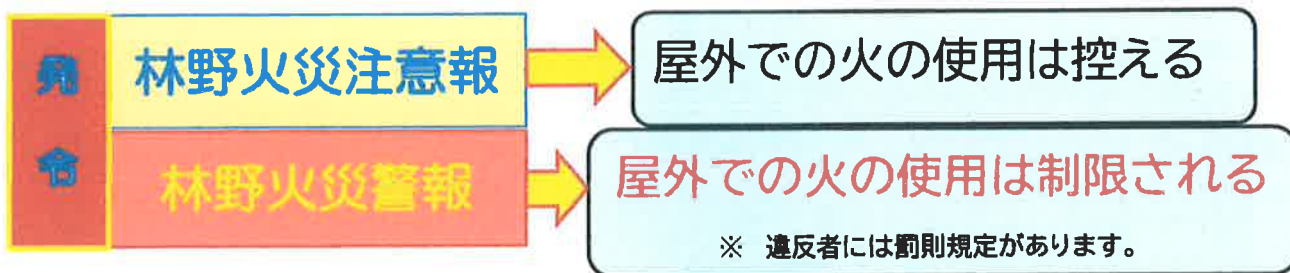
対象期間は1月から5月の間です。

林野火災の発生原因の大半は、「たき火」や「火入れ」といった人為的な要因によるものです。貴重な森林資源や家屋など、住民の生活を林野火災から守るため予防対策にご協力ください。

乾燥・少雨により林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」が、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」が、各市町村長から発令されます。

なお、区域が指定されて発令された場合は、その区域内が対象となります。

林野火災注意報・警報の発令状況について、各市町村のホームページやSNS等により確認してください。



火災とまぎらわしい行為等は、年間を通して消防署への届出が必要です。

たき火等の行為の注意事項

- ！燃えやすい物の近くで行わない！
- ！たき火等の最中はその場から離れない！
- ！風が強い時や火災警報発令中には行わない！
- ！水バケツや消火器などの消火準備をする！
- ！終了後は完全に消火したのを確認するなど、十分、注意して行ってください。

※廃棄物の野焼きは一部例外を除き法律で禁止されています。消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」は野焼きなどの許可ではありません。近隣から苦情等があった場合は、注意・指導を行うことがあります。

